

令和5年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

R6 監 監 第 289 号

令和 6 年 8 月 20 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	木 村 洋 二
同	岩 淵 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	庄 司 俊 充

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和5年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の日程	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	1
第5	審査の結果	1
第6	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1	審査の種類	7
第2	審査の対象	7
第3	審査の日程	7
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	7
第5	審査の結果	7
第6	資金不足比率の状況	8
	(1) 下水道事業会計	8
	(2) 自動車運送事業会計	8
	(3) 高速鉄道事業会計	9
	(4) 水道事業会計	9
	(5) ガス事業会計	10
	(6) 病院事業会計	10
	(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
	(参考)算定式及び用語の説明	12

令和5年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(2) 連結実質赤字比率

(3) 実質公債費比率

(4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和6年7月31日から同年8月19日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	6.5 %	6.1 %	25 %
将来負担比率	57.5 %	52.3 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第6 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\text{(実質赤字比率) [—]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [—]}}{\text{(標準財政規模) 293,468,229 千円}}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は4,069,471千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度3,596,641千円に比べ472,830千円増加している。これは、一般会計の実質収支額が増加したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
歳入総額 ①	713,760,828	719,959,048	6,198,220
歳出総額 ②	706,074,210	711,246,298	5,172,088
歳入歳出差引額 ③=①-②	7,686,618	8,712,750	1,026,132
翌年度に繰り越すべき財源 ④	4,089,977	4,643,279	553,302
一般会計等実質収支額 ③-④	3,596,641	4,069,471	472,830

(2) 連結実質赤字比率

$$\begin{aligned}
 & \text{(連結実質赤字比率)} \quad [\text{ — }] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \quad [\text{ — }]}{\text{(標準財政規模)} \quad 293,468,229 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

連結実質収支額は 47,027,630 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 46,191,741 千円に比べ 835,889 千円増加している。これは、水道事業会計の資金剰余額、介護保険事業特別会計の実質収支額が減少したものの、ガス事業会計及び病院事業会計の資金剰余額、一般会計の実質収支額が増加したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		令和4年度	令和5年度		
一般会計等		3,596,641	4,069,471	472,830	
一般会計等 に属する 特別会計	一般会計	3,556,247	4,037,371	481,124	
	都市改造事業特別会計	0	690	690	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	40,394	31,410	△ 8,984	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
	国民健康保険事業特別会計	521,070	642,456	121,386	
	駐車場事業特別会計	0	-	-	
	介護保険事業特別会計	1,831,844	1,334,865	△ 496,979	
	後期高齢者医療事業特別会計	56,237	810	△ 55,427	
公営企業 会計	法適用企業	下水道事業会計	1,368,446	1,388,553	20,107
		自動車運送事業会計	△ 217,114	△ 39,699	177,415
		高速鉄道事業会計	0	0	0
		水道事業会計	16,310,909	15,805,752	△ 505,157
		ガス事業会計	14,215,247	14,841,185	625,938
		病院事業会計	8,508,461	8,984,237	475,776
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		46,191,741	47,027,630	835,889	

※高速鉄道事業会計及び中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

※駐車場事業特別会計は、令和4年度をもって廃止された。

(3) 実質公債費比率

令和3年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(37,060,149 \text{ 千円} + 32,461,758 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(15,036,111 \text{ 千円} + 32,581,761 \text{ 千円})}{(特定財源 + \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}})}$
8.36038%	(標準財政規模) 294,579,716 千円	($\frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}}$) 32,581,761 千円
令和4年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(33,537,952 \text{ 千円} + 31,958,502 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(20,185,497 \text{ 千円} + 32,470,538 \text{ 千円})}{(特定財源 + \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}})}$
5.02749%	(標準財政規模) 287,874,499 千円	($\frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}}$) 32,470,538 千円
令和5年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(34,129,653 \text{ 千円} + 31,786,888 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)}$	$\frac{(20,606,576 \text{ 千円} + 32,356,723 \text{ 千円})}{(特定財源 + \frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}})}$
4.96081%	(標準財政規模) 293,468,229 千円	($\frac{\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}{\text{係る基準財政需要額算入額}}$) 32,356,723 千円
令和3年度から令和5年度までの3か年平均 = 6.1%		

実質公債費比率は、令和3年度から令和5年度までの3か年平均で6.1%となっており、早期健全化基準25%を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第3表のとおりであり、令和2年度から令和4年度までの3か年平均6.5%に比べ0.4ポイント低下している。単年度の比率については、令和5年度が4.96081%となっており、前年度5.02749%に比べ0.06668ポイント低下している。

第3表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
令和2年度(単年度)	6.12381%
令和3年度(単年度)	8.36038%
令和4年度(単年度)	5.02749%
令和5年度(単年度)	4.96081%
実質公債費比率(2年度～4年度の3か年平均)	6.5%
実質公債費比率(3年度～5年度の3か年平均)	6.1%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

	1, 046, 197, 683 千円	—	909, 616, 318 千円	
	(将来負担額)		(充当可能財源等)	
(将来負担比率) 52.3% =	—————			
	(標準財政規模)	— (元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額)	
	293, 468, 229 千円		32, 356, 723 千円	

将来負担比率は 52.3%となっており、前年度 57.5%に比べ 5.2 ポイント低下し、早期健全化基準 400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第 4－1 表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第 4－2 表のとおりである。

将来負担額は 1,046,197,683 千円であり、前年度 1,052,741,219 千円に比べ 6,543,536 千円減少している。これは、退職手当負担見込額が増加したものの、公営企業債等繰入見込額、地方債の現在高が減少したこと等による。

一方、充当可能財源等は 909,616,318 千円であり、前年度 905,785,753 千円に比べ 3,830,565 千円増加している。これは、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、充当可能基金が減少したものの、充当可能特定歳入が増加したことによる。

第4－1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和4年度		令和5年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	882,327,278	83.8%	879,138,537	84.0%	△ 3,188,741
債務負担行為に基づく支出予定額	11,310,195	1.1%	9,907,696	0.9%	△ 1,402,499
公営企業債等繰入見込額	81,259,402	7.7%	75,286,995	7.2%	△ 5,972,407
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	77,509,350	7.4%	81,538,255	7.8%	4,028,905
設立法人の負債額等負担見込額	334,994	0.0%	326,200	0.0%	△ 8,794
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,052,741,219	100.0%	1,046,197,683	100.0%	△ 6,543,536

(注) 地方債の現在高は、災害援護貸付金の償還免除額(令和4年度59,970千円、令和5年度65,858千円)を控除した額である。

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度	増 減
充当可能基金	260,066,003	253,825,942	△6,240,061
充当可能特定歳入	137,242,062	153,986,992	16,744,930
(うち都市計画税)	(111,178,514)	(131,212,017)	(20,033,503)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	508,477,688	501,803,384	△6,674,304
合 計	905,785,753	909,616,318	3,830,565

令和5年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和6年7月1日から同年8月19日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、各事業の資金不足比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	3.7%	0.6%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

第6 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 1,368,446	△ 1,388,553	△ 20,107
流動負債（a）	5,203,280	10,826,309	5,623,029
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	6,571,726	12,214,862	5,643,136
事業規模（B）	22,195,587	22,147,654	△ 47,933
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-	-	-

・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	217,114	39,699	△ 177,415
($A = a + b - c - d$)	217,114	39,699	△ 177,415
流動負債（a）	1,873,507	1,893,743	20,236
算入地方債現在高（b）	1,397,613	1,368,559	△ 29,054
流動資産（c）	1,452,395	1,624,990	172,595
解消可能資金不足額（d）	1,601,611	1,597,613	△ 3,998
事業規模（B）	5,819,402	6,253,681	434,279
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	3.7%	0.6%	△ 3.1

- ・当年度は、 $a + b - c = 1,637,312$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額（d）を算入している。
- ・解消可能資金不足額（d）は、累積償還・償却差額算定方式により算出した額（0千円）と特別減収対策企業債の現在高（1,597,613千円）との合算額である。
- ・解消可能資金不足額（d）を控除した結果、資金不足が39,699千円となった。
- ・資金不足額（A）を事業規模（B）で除した資金不足比率は0.6%で、前年度より3.1ポイント改善している。

(3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	△ 6,896,936	△ 10,381,139	△ 3,484,203
流動負債 (a)	6,177,202	6,983,431	806,229
算入地方債現在高 (b)	8,966,796	10,468,027	1,501,231
流動資産 (c)	4,525,695	5,491,004	965,309
解消可能資金不足額 (d)	17,515,239	22,341,593	4,826,354
事業規模 (B)	15,475,396	16,866,257	1,390,861
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 11,960,454$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出した額 (11,174,797 千円) と特別減収対策企業債の現在高 (11,166,796 千円) との合算額である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 16,310,909	△ 15,805,752	505,157
流動負債 (a)	5,863,287	5,793,850	△ 69,437
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	22,174,196	21,599,602	△ 574,594
事業規模 (B)	24,517,184	24,612,135	94,951
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(5) ガス事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 14,215,247	△ 14,841,185	△ 625,938
流動負債 (a)	4,951,312	4,480,380	△ 470,932
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	19,166,559	19,321,565	155,006
事業規模 (B)	44,322,246	37,522,312	△ 6,799,934
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(6) 病院事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 8,508,461	△ 8,984,237	△ 475,776
流動負債 (a)	2,696,082	2,615,152	△ 80,930
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	11,204,543	11,599,389	394,846
事業規模 (B)	16,856,046	18,170,159	1,314,113
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	0	0	0
歳出額 (a)	3,304,219	2,957,552	△ 346,667
算入地方債現在高 (b)	52,640	87,480	34,840
歳入額 (c)	3,304,219	2,957,552	△ 346,667
解消可能資金不足額 (d)	52,640	87,480	34,840
事業規模 (B)	1,469,580	1,482,559	12,979
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 87,480$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(用語)

・資金不足額

(法適用)

(流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※流動負債 a は、翌年度に償還する建設改良費等の財源に充てるための企業債を除いている。

(法非適用)

(歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

・算入地方債現在高 b

(法適用)

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債のうち、流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

(法非適用)

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 d

次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

④ 経常利益がある法適用企業（又は経常利益に相当する額がある法非適用企業）が建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

⑤ 総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て発行した建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源

繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模

(法適用)

営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用)

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

